

石垣市デジタル化推進計画

令和4年4月

石垣市企画部DX課

目次

はじめに.....	2
第1章 デジタル化推進計画策定の基本的な考え方	3
1. 計画策定の目的.....	3
2. 計画の位置付けと範囲ならびに目標.....	3
3. 計画期間.....	5
4. 計画の策定手順.....	6
第2章 デジタル化の現状.....	7
1. デジタル化の現状と背景.....	7
2. 国におけるデジタル化の現状.....	8
3. 沖縄県におけるデジタル化の現状.....	10
4. 地方自治体におけるデジタル化の現状.....	14
5. 民間におけるデジタル化の現状.....	15
6. 教育機関におけるデジタル化の現状.....	16
第3章 石垣市のデジタル化の現状.....	17
1. デジタル化の現状.....	17
2. これまでの取組.....	18
第4章 本計画の基本方針.....	20
1. デジタル化の基本方針.....	20
2. 本計画にあたっての視点.....	21
第5章 施策の体系と取組.....	23
1. 市民満足度向上のための取組.....	23
2. 行政事務の効率化、最適化への取組（自治体DXの推進）.....	26
3. 教育分野のICT化への取組.....	28
4. 地域コミュニティとの協働による地域課題解決への取組.....	30
5. 計画の推進体制の整備.....	31
参考：用語集.....	32

はじめに

インターネットの普及に始まる情報通信技術の黎明期から20年以上経過し、現在もその技術は発展を続けております。また、スマートフォンなど高機能端末（スマートデバイス）の登場により、多くの情報を即時に共有及び活用できる環境となり、市民生活や社会、コミュニケーションの在り方についても大きく変化しています。

この間、石垣市（以下「本市」という。）においては、離島県の離島自治体という地理的条件を克服すべく、様々な情報通信インフラを平成14年度から段階的に整備し、市民生活の向上や活力ある社会基盤の強化を図ってきました。

また、令和3年11月の新庁舎での新規業務開始に向け、従来のインフラ整備と並行して、市ホームページの充実、住民向け行政事務のシステムの改善等、ソフト面においても電子自治体の構築に向けた取組を進めてきました。

さらに市民及び観光客への利便を図るため、公衆無線LAN*の整備や携帯電話キャリアサービスを利用した緊急防災情報の提供、SNS（Facebook、LINE等）の活用による行政情報の発信等の様々な新しいサービスを展開しています。

本計画は、第5次石垣市総合計画（以下「総合計画」という。）を踏まえ、従来のIT基盤の整備から情報通信技術I（以下「ICT*」という。）の利活用へ軸足を移したものとし、国が推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）*の視点を加えた、新しい技術、サービスの発展に柔軟に対応すべく「石垣市デジタル化推進計画」（以下、本計画という）として、取りまとめることとしました。

*については巻末の用語集を参照のこと。

第1章 デジタル化推進計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

情報とは、例えば、紙に記した文字、会話、スキンシップ、人間や機械の発する信号など、多種多様な形態で発信者と受信者との間に生じる一定の意味をもった内容を示すものであります。そして情報化とは、その多種多様な情報の活用度が増して価値が高まり、情報技術の進歩によって社会が変容していくことを言います。

これら様々な情報の中には、携帯電話やインターネットのような通信路を経たものも含まれますが、近年は通信技術の発達により、その内容が大多数、大規模、大容量と、これまでとは比較にならないほど情報化されており、現代の生活において欠かせないものとなっております。

これら、ICTの進歩や社会状況の変化に適応し、暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、本市においても、これら ICT を積極的に活用することにより、様々な課題の解決や、より便利な社会生活の発展を進める必要があります。

社会生活の発展のため、情報化を効果的に適用させるためには、多種多様な情報を取り扱う、現行のICT環境の一層のデジタル化が不可欠です。

昨今の新型コロナウイルス感染症の対応においては、施策遂行における様々な点において行政におけるデジタル化の必要性をあらためて認識することとなりました。これまでは、離島である本市として必要とされる情報基盤の整備を重点的に進めてきましたが、今後、整備したインフラを効率よく活用できる施策を実施することを目的に、本計画を作成するものです。

2. 計画の位置付けと範囲ならびに目標

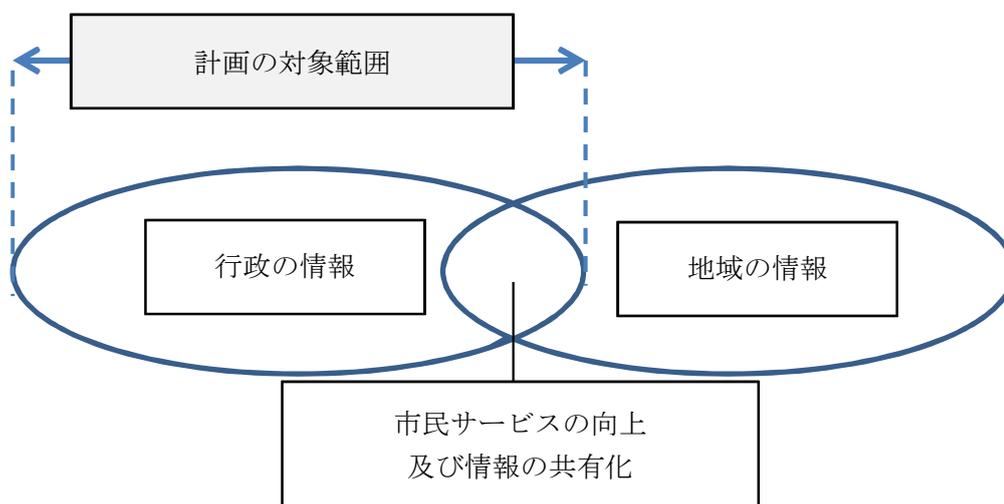
本計画は、総合計画における分野別計画のひとつとして、総合計画に基づく様々な分野の取組について、その基本的方向性やデジタル化施策の体系と個別施策の内容を記述するとともに、具体的な事業やシステムの構築に取り組むこととしています。

特に、総合計画前期基本計画「第2章 基本施策」「3. 安全で快適に生活できるまち いしがき」に記載されている「データとデジタル技術を活用する DX を推進する」ことによって、安全で質の高い市民生活・都市活動を実現できるスマートシティづくりを進め、「第3章 構想の推進」「1. 行政経営システムの構築」に記載されている行政経営システムの構築による庁内デジタル化の推進により、以下の内容に配慮し、本市における一層のデジタル化による施策の実現を目指します。

- (1) 国や県等の計画、施策との連携性の確保
- (2) 地域と行政の協働による課題解決
- (3) 職員の業務の効率化と生産性向上
- (4) 広域行政の推進

本計画におけるデジタル化とは、「行政の情報※1」を中核要素と位置づけ、行政内部の運用方針等を定めるものです。そのうえで、地域産業や民間団体が担う「地域の情報※2」との連携を図る指針となり得る計画とします。

なお、「地域の情報」については、今後策定予定の「石垣市スマートシティ構想（仮称）」等において取り扱う予定です。



※1 行政の情報とは、住民情報を取り扱う事務一般や市民サービスに必要な情報等をいう。

※2 地域の情報とは、企業や地域コミュニティ等における生産活動、社会生活全般における情報等をいう。

図1 計画の対象範囲

ICT の活用による「安全・安心な地域社会の実現」、「より利便性の高い市民サービスの提供」、「市民間の豊かな情報交流の実現」を目指すとともに、「個人情報保護と情報セキュリティの確立」、「災害時における事業継続性の確保」などを図ることを目的として、ICT 環境の整備と利活用を推進します。

また、過去の考え方を継承し、ソーシャルネットワークサービス（SNS）やクラウドコンピューティング※、オープンデータといった時代に対応した最新技術の利活用によって、地域コミュニティを活性化させるとともに、以下に示す5つの取組を実現目標とします。

<石垣市デジタル化推進計画の5つの取組目標>

- ① 情報提供の充実と行政手続きの利便性の向上
- ② 地域情報化を支えるデジタル化基盤の整備
- ③ ICT を活用した安全安心な生活環境の実現
- ④ ICT を活用した地域社会の活性化の促進
- ⑤ ICT を活用した魅力ある教育・生涯学習の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画前期基本計画（令和4年4月～令和9年3月）及び総務省の定める自治体DX推進計画のための実現検討期間（令和3年度から令和8年度）との整合性を図るため、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間とします。

ただし、ICT関連技術動向、社会情勢の変化、国の制度や法令の改正等に対し柔軟に対応するために、総合計画前期基本計画の見直しのタイミングに合わせて、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
石垣市デジタル化推進計画	←—————→					←————→
						計画の見直し
自治体DX推進計画 (総務省)	←—————→					
第5次石垣市 総合計画	←—————→					
			基本構想（令和11年度まで）			
			前期基本計画			←————→
						後期基本計画

表1 計画期間

4. 計画の策定手順

計画の策定においては以下の手順で行うこととします。

- ① 目標及び期間
 - ・目的／目標、計画期間を定義
- ② デジタル化をめぐる動向の把握
 - ・国、県、民間等の動向
- ③ 石垣市のデジタル化に係る現状の把握
 - ・石垣市のこれまでのデジタル化実施施策を把握し、今後の取組に向けた留意点を抽出
- ④ デジタル化に向けた基本的な考え方の提示
 - ・デジタル化推進にあたっての重要事項や考え方を明確化
- ⑤ 具体的な施策とその進め方の提示
 - ・本計画の5つの取組目標に関するデジタル化施策の提示
 - ・デジタル化施策の方向性及び推進方法を提示

「②デジタル化をめぐる動向の把握」については、「デジタル庁」発足後の行政、民間のICT関連施策を網羅し、本市に最適な策をピックアップします。

「③石垣市のデジタル化に係る現状」において、過去の計画に基づき実施した主な事業の把握を行い、今後の課題と方向性を述べるとともに、

「④デジタル化に向けた基本的な考え方」において、デジタル化推進にあたって柱となる事項や考え方を明確にしています。

また、「⑤デジタル化施策と施策の進め方」では、本計画の5つの取組目標を実現する具体的な施策の内容を示します。

第2章 デジタル化の現状

1. デジタル化の現状と背景

近年、ICTの発達は著しく、とりわけインターネットは世界とつながった身近なメディアとして、私たちの生活に欠かせないほど、深く浸透しております。生活家電、防犯システム、在宅ワーキング等、生活様式から就労形態まで、あらゆる分野においてインターネットと無縁とは言い難いほど、現代社会のデジタル化は進んでおり、私たちはその恩恵を享受しています。

コンピュータに代表される情報処理機器・システムは高度な発達により、広く産業界から日常社会経済活動、個人の生活や活動に利活用される時代となっています。その代表格である携帯端末（スマートフォン）は広く国民に利用され、そこで提供されるサービスは市民の社会経済活動に利便性と効率性を提供しています。通信ネットワークもデジタル化・高速化が進み、費用の低廉化とあいまって、誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも通信可能な時代となっています。

LINE、TwitterやFacebook に代表される SNS（Social Networking Service）は、現実と同様日常生活に欠かせないコミュニケーション空間となっており、多くの人々がSNS等のコミュニティを介して、日常生活に必要な情報を得ております。

オンライン決済などのサービスは、コロナ禍において、自由に外出ができない状況下で、重要な存在となっており、生活の中でネットワークサービスを利用する、割合が増加しております。

人々の生活様式が多様化する社会状況のもと、コミュニケーションの方法も会話から文字、映像へとシフトしていくなかで、メタバースのようなより現実に近いコミュニケーションのスタイルが新たに登場するなど、技術の進化は留まることを知りません。

さらに、オープンデータ、ビッグデータ、IoT*（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI*）、マルチコプター（ドローン）など、ICT の新たな活用に向けた取組も始まっています。これらの機器やソフトウェア、サービス等を適切に利用することで、より安全・安心で利便性・効率性の高い社会を実現することが可能となっています。

しかしながら、どんなに技術が発達し、新しいサービスが誕生しても、世代間の感覚の違いを認識し、既存の技術やサービスの重要性も意識する必要があります。便利な機能の陰で、その健全性についても問題が指摘されるようになり、子どもを巻き込む犯罪や個人情報の搾取、SNSでのトラブルからの暴力事件、ネット依存症等の問題、ネットやICTによるサービスを中心としたデジタル社会に移行する過程で、高齢者を中心にパソコンやスマートフォン等の情報機器を利用できない層が不利益を被る事態（デジタルデバイド*）が発生するなど、これまでとは違った新たな社会問題も多発している状況があります。

さらに、ICT を活用したサービス等が普及する一方で、ランサムウェア*、マルウェア*等の標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃*により、利用者の生命や財産が脅かされる事案も多数発生しています。個人情報の保護や情報漏えい対策により、ICT の利便性をすべての市民が安全に利用可能とすることが、解決すべき重要な課題となっております。

2. 国におけるデジタル化の現状

(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

国においては、世界最先端の IT 国家を目指して、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）により、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（本部長:総理大臣）を設置し、府省の横断的な施策を進めています。以降、平成13年度の「e-japan 戦略」、平成15年度の「e-japan 戦略Ⅱ」などを策定し、地域情報化のための各種デジタル関連施策の推進を図ってきました。

また、平成28年（2016年）12月には官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が制定され、国はこの法律に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。この基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策についてまとめています。

さらに、国民生活を支える社会的基盤として社会保障・税番号制度*（以下「マイナンバー制度」という。）が導入され、国および地方公共団体を中心とする行政サービスにおいて、市民サービスの向上、事務処理の効率化と迅速性・正確性の向上が図られるとともに、新しい行政サービスの創出も目標となっています。マイナンバー制度の導入によって、あらゆる行政サービスの効率化をめざし、関係府省間の連携、政府と自治体間の連携、政府と民間の連携等を図り、制度改正を進めている状況です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行以降、デジタル社会の実現に向けて行政のデジタル化に関する動きが加速しました。令和2年（2020年）12月に、今後のデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

続いて、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の成立を受けて、令和3年（2021年）6月に基本計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと全面改定されました。さらに、令和3年（2021年）12月には、デジタル庁の発足に伴い再び改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組が示されました。

(2) デジタルガバメント実行計画

デジタルガバメントを推進していくにあたり、令和元年（2019年）12月には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法。平成14年法律第151号）が改正されました。

ここでは、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する以下の基本原則に基づき、行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められています。

- 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」
- 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」
- 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」

(3) デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、令和3年（2021年）5月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、以下6つの法律が公布されました。

- ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- ・ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）
- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
- ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
- ・ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

これらの法律のうち、特に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて、国が策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、各自治体は令和7年度（2025年度）末までにシステムの移行を完了させることとされています。

また、令和3年（2021年）9月には、自らがデジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上させるために内閣総理大臣を長とするデジタル庁が設置されました。

デジタル庁は強力な調整機能を有し、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進し、デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上する役割が求められています。

3. 沖縄県におけるデジタル化の現状

沖縄県はデジタル化に係る施策として、平成13年3月に沖縄県行政情報化推進計画を策定し、平成18年3月には改定を行い、「電子県庁『Okinawa e-県庁』づくり」を目標に、行政情報化の取組を推進してきました。

沖縄県行政情報化推進計画の計画期間終了に伴い、平成27年6月に「おきなわICT総合戦略」として、これまでの計画及びこれまでのICT施策を再構築しつつ、行政、産業界、学界及び県民一人ひとりが共有・協働し、ICT・情報資源の利活用等により未来を創造する総合計画として、令和3年度までの計画が策定されております。

ICT総合戦略施策体系

【基本目標】 “時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を実現するためのICT推進	
1 県民生活分野	<p>【基本方向】 ICTによる豊かな県民生活の実現</p> <p>【基本施策】 (1) 健康で安全・安心な暮らしの実現 (2) 環境に配慮し便利で快適な暮らしの実現 (3) ふれあいや交流を促進し活力ある地域を創造</p>
2 産業分野	<p>【基本方向】 ICTによる産業の活性化</p> <p>【基本施策】 (1) 情報通信関連産業の振興 (2) 観光リゾート産業の振興 (3) 農林水産業の振興 (4) 情報通信関連産業と他産業の連携による新たなサービス開発の促進 (5) 中小企業等の競争力強化 (6) ICTスキル向上による雇用機会の創出 (7) 知的・産業クラスターの形成 (8) 国際協力・貢献活動</p>
3 行政分野	<p>【基本方向】 ICTによる行政サービスの向上と業務効率化</p> <p>【基本施策】 (1) 利便性の高い行政サービスの提供 (2) 情報システムの効率化・低コスト化 (3) 情報セキュリティの強化、業務継続性の確保 (4) ICTガバナンス体制の強化、人材育成 (5) 教育行政や学校安全対策におけるICT利活用</p>
4 情報通信基盤分野	<p>【基本方向】 ICT利活用等の下支えとなる情報通信基盤の整備</p> <p>【基本施策】 (1) 沖縄県総合行政情報通信ネットワークの高度化 (2) 本島-離島間の中継伝送路整備 (3) 全島超高速ブロードバンド環境の実現 (4) 公衆無線LANの整備 (5) 情報通信関連ビジネス環境の整備</p>
5 人材育成分野	<p>【基本方向】 創造的ICT人材の育成</p> <p>【基本施策】 (1) 県民のICTリテラシーの向上 (2) 学校教育におけるICTの利活用 (3) 社会教育分野におけるICT利活用 (4) 産業振興や地域を支える人材の育成</p>

表2：県のICT総合戦略施策体系 ※出典 おきなわICT総合戦略ビジョン編

特に離島地域においては、地理的条件から生じている民間通信事業者の情報通信基盤の整備の遅れによる本島との情報格差や地域格差を解消し、住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるようにするための施策として、高速通信網の整備が積極的に進められております。

特に、八重山地区においては、平成 24 年度に創設された沖縄振興一括交付金の活用により、沖縄本島から与那国島までの各離島間に2回線でループ化された光ファイバー海底ケーブルの増設が離島地区情報通信基盤整備推進事業として実施されております。

これまで、海底ケーブルのトラブルにより、離島での地上デジタル放送、携帯電話、インターネットが使用不可能となり、経済及び社会活動に支障をきたすことがありました。本事業により、地震、台風等の災害や機器の障害に強い強固な情報通信基盤を構築し、かつ、民間事業者による高品質で安価な高度通信サービスが実現可能となりました。

令和5年夏を目標にさらに民間事業者が共同で、光海底ケーブルを新設することが決定しております。

ICT総合戦略の後継計画として、令和4年度より、新たな振興計画の施策を深化・加速するための県のICT/DX推進の考え方と方向性を示した「沖縄県DX推進計画」が策定される見込みです。

本計画で展開する施策の基本方向は、国の方針等を定めた各計画や県の基本計画である「新たな振興計画」等のICT/DXに関わる施策、その他、現状を基にした課題を3分野に分類し、各々のねらいを定め、設定される見込みです。

特に、生活、行政分野においては「デジタルを活用した安全・安心で豊かな島」、産業分野においては「リゾテックおきなわの推進による産業の強靱化」、行政分野においては「誰一人取り残さない利用者視点のスマート行政」、を指すことを基本方向に掲げて施策展開が進められる見込みです。

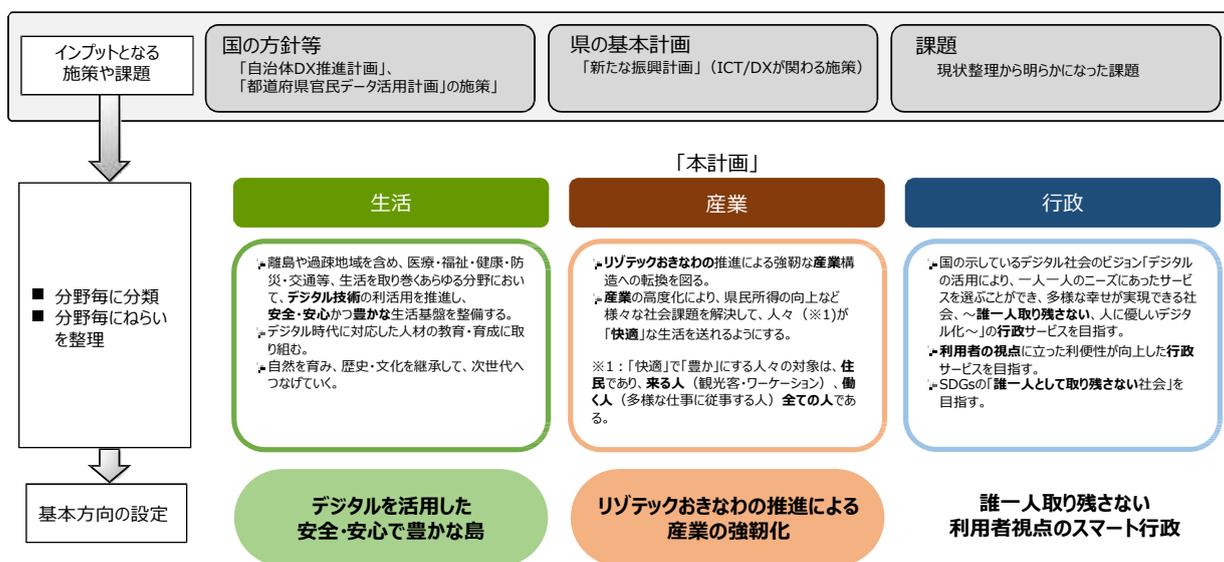


図3 沖縄県DX推進計画の基本方向(案)

4. 地方自治体におけるデジタル化の現状

国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（p.8参照）で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体の DX を推進する意義は大きいという考えから、令和2年（2020年）12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめました。

この計画で、各自治体では、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を取りまとめることで、以下の重点取組事項の実施を通じ「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術や AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められております。

自治体に取り組むべき事項

- 重点取組事項

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPA*の利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

- 自治体 DX* の取組みとあわせて取り組むべき事項

- (1) 地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド対策

- その他

- (1) BPR* の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (2) オープンデータ*の推進
- (3) 官民データ活用推進計画策定の推進

5. 民間におけるデジタル化の現状

令和3年度の「情報通信白書」（総務省）によると、スマートフォンが急速に普及し、ショッピング、決済、動画配信等、生活・エンターテインメント関係の利用を中心にモバイル端末によるインターネット利用が拡大しております。新型コロナウイルス感染症の拡大による、在宅時間の増加等に伴い、インターネットショッピング・動画配信などが伸張し、インターネットトラフィック*は、対前年度比150%以上増加しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインによる行政手続きへの住民のニーズは高まっている一方、「電子申請できる行政手続きが限られている」、「電子申請できることを知らない」、「電子申請の使い方が複雑」等の理由からオンラインによる公的サービス利用率が低迷していると同白書指摘しております。

また、情報通信機器の利用については、特に70歳以上の高齢者の利用率が低い等の世代間格差が顕在化しており、一連の「デジタルデバイド」対策も喫緊の課題として取り上げられております。

同白書では、昨今のコロナ禍を受けて、生産性の向上や新たな付加価値の創出だけでなく、感染症や自然災害に対応できる強靱性（レジリエンス）を確保し、持続可能な社会を実現するためには、デジタル化の推進が重要であると指摘しております。

今後、国民利用者におけるデジタル活用の促進と、民間企業・公的分野におけるデジタル化を戦略的・一体的に進めることが必要であり、その際、5G等の情報通信インフラの整備、ベース・レジストリ*の整備、サイバー攻撃に対するセキュリティや個人情報の保護といった安全・安心の確保、公共デジタル・プラットフォーム（ID、認証、クラウド*等）の整備により、デジタル社会の共通基盤を構築することが重要と指摘しております。

6. 教育機関におけるデジタル化の現状

教育機関におけるデジタル化の取組として、教育基本法第17条に基づき、国は「第3期教育振興基本計画」（平成30～令和4年度（2018～2022年度））を策定し、令和2年度から施行された新学習指導要領における、情報活用能力育成のためのICTに関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進、教員のICT指導能力の向上のための各教科等の指導におけるICT活用の促進、校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を示しました。

さらに、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後を見据えた経済活力の維持向上のための施策としてSociety5.0^{*}時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備として、

- ① 義務教育段階における子ども1人1台端末導入・利用のための財源整備（GIGAスクール構想）
- ② 個別最適化された効果的で深い学びのための環境整備支援（EdTech導入実証事業）
- ③ 教育現場の課題解決に向けたローカル5G^{*}活用モデル構築事業等の財源が確保されました。

GIGAスクール構想導入後の活用を踏まえて、令和3年9月に発足したデジタル庁も含めたICT関連施策において、1人1台端末の利用を前提としたデジタル教科書の本格的な導入、コロナ禍における学習機会を確保するため、持ち帰り学習を前提とした自宅でのオンライン学習の推進に向けた各施策が現在も進められています

安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日 閣議決定）

Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上

2. Society 5.0 時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備

国の将来は何よりも人材にかかっている。初等中等教育において、Society 5.0 という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内LAN)の整備を推進するとともに、特に、**義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする***。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。

- ・ G I G Aスクール構想の実現（Global and Innovation Gateway for ALL）（文部科学省）
- ・ E d T e c h導入実証事業（経済産業省）
- ・ 教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築（総務省）

* 事業実施に当たっては、将来的な維持・更新に係る負担を含めた持続的な利活用計画を策定する地方公共団体を対象とする。また、端末整備に関し、スケールメリットを考慮したうえで、地方公共団体において価格低減インセンティブが働く補助率を設定する。

図4：安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）

第3章 石垣市のデジタル化の現状

1. デジタル化の現状

本市は離島という地理的条件により、物流を主体にさまざまな課題を抱えておりましたが、平成25年3月に八重山郡民待望の新石垣空港が開港し、人・モノの動きが活発になってきております。併せて、光ファイバー等の超高速通信網も島内全域への整備を官民協働で進め、新しいビジネスやサービスにも対応できるようになりました。特に、市役所庁舎や公共施設への公衆無線LAN^{*}（Wi-Fi）の整備や防災用キャリアメールの利活用、不審者対策等への SNS 活用等、多方面の分野でデジタル化が進められております。

また、放送分野においても、地上デジタル放送の難視聴対策を独自に行うことで格差是正を図る取組のほか、市政情報の新たな情報発信手段として地域コミュニティ FM 放送の開局など新しいサービスが生まれております。

一方、行政内部に視点を移すと、本市の住民情報を管理する基幹系^{*}システム、行政内部事務を処理するための情報系システムは、システムを構築、提供するベンダーが提供するサーバで管理しており、業務単位でシステムを導入する際に、本市独自の業務仕様に合わせてシステムを選定していたため、組織全体としてはシステム間の連携作業が必要となるなど非効率な状態にあります。

本市の情報セキュリティを高めるため、旧庁舎では全庁的に有線LANでネットワークを形成しておりましたが、機構改革による部署の移動、業務の移管等によりネットワーク環境設定が複雑化しております。この影響により、複雑化したネットワークの運用管理において人的ミスによるネットワーク障害の発生により、全庁的に業務が滞る事態も起きており、その防止策の整備が急務となっております。

令和3年11月から業務を開始した新庁舎では、旧庁舎での反省を踏まえ、無線LAN環境も併用し、業務効率性の向上とネットワーク運用管理の確実性を目指した環境を整備しております。

2. これまでの取組

※部署名は、取組実施時点のもの

(1) 基幹系システムサービスの拡充（総務部納税課）

市民の皆様の重要な情報を取り扱う基幹系システムは、宜野湾市、名護市と共同でクラウド環境によるシステムを導入しました、クラウド化と共同調達によるシステム構築及び運用コスト削減、業務関連のデータやドキュメント類の様式の共通化による業務改善を実現しました。

(2) 情報系システムクラウド化移行（総務部財政課、総務課）

基幹系に続き、本市の行政運営に関係するシステムについても、更新のタイミングでクラウド化を進めました。財務会計システム及び人事給与システムの一部のシステム構築、運用コストの効率化を図りました。

(3) 公金支払いサービスの拡充（総務部納税課）

Yahoo!公金支払やパソコン、携帯電話のインターネットを利用して、インターネットバンキングからの納付（ペイジー）など、民間と連携したサービスを提供し、市税等の公金支払い手続きの利便性を高めました。

(4) 住民情報のデータリカバリーシステム構築（総務部総務課）

これまでは、市庁舎内のサーバ室に住民情報を集積したサーバを設置し、外部からの不正アクセスを防止するため、クローズドネットワーク内にて保守管理を行っておりました。しかしながら、近年全国で頻発する大規模災害により、庁舎が被災した場合の住民情報の喪失等による業務継続性の喪失が大きな問題とされたことから、本市においても庁舎以外での住民情報等を隔離保全する態勢を整えました。

(5) 防災情報メール一斉送信（総務部防災危機管理室）

本市は、津波等の緊急情報や防災情報を迅速かつ適切に伝達する手段として平成17年度から緊急時一斉放送システム（防災行政無線）を計画的に整備し、災害に強いまちづくりに努めてまいりました。

その後、東日本大震災の教訓からメールによる情報伝達が災害発生後にも効果的であることから平成23年度に登録制の石垣市一斉メール配信サービスを開始しました。

また、登録していない観光客などに対する対策として、各携帯電話会社と締結し、エリア内のすべての市民及び観光客にメールする緊急速報メールサービスを平成26年度から開始しております。

(6) ワンストップサービスの一部実施（企画部企画政策課）

行政サービスの申請や入札参加の際に必要なとしていた義務履行証明書について、これまでは所管する複数の部署で証明確認を取っていたものをシステム構築により納税課窓口一本化し、市民の負担軽減を図りました。

(7) 統合型行政地図情報（GIS）の導入（総務部総務課）

地理情報システム（GIS）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。

平成 18 年度、当技術の導入により、地域における自然、災害、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報を利用でき、行政サービスの効率化を図りました。

また、一部データについては広く市民の皆様にも御利用いただいております。

(8) 石垣市公衆無線 LAN^{*}（Wi-Fi）整備（企画部観光文化スポーツ局観光文化課）

近年のインターネット接続は、パソコンにおいては有線 LAN から無線 LAN 形式に主流が代わり、携帯電話からのインターネット接続も無線 LAN を利用できるようになるなど、大きく進化しております。

石垣市は日本有数の観光地であることから、主に外国人観光客向けに、市内名所等において無料で気軽にインターネットに接続できる環境を増やし、観光産業の活性化を図っております。

(9) 石垣市公式 SNS 整備（企画部企画政策課）

台風や地震等の防災情報や不審者情報等の市民の生命・財産を脅かす可能性のある情報をいち早く市民へ伝えるため、SNS によるコミュニケーション環境を拡充しました。行政からのお知らせや地域イベント情報を、Facebook や LINE を活用し広く発信できるよう整備しました。

(10) 超高速通信網（光ファイバー）の全島整備（総務部総務課）

民間事業者との連携により、石垣島のほとんどの住宅地を網羅する超高速通信網を整備しました。

(11) 学校教育基盤のデジタル化の促進（教育部学務課、学校指導課）

教育委員会では、教育におけるデジタル化を推し進めるべく、国の示す GIGA スクール構想に則り、市内小中学校の校内無線 LAN（Wi-Fi）の基盤整備と児童生徒一人一台の学習用タブレット導入を進めてきました。

(12) マイナンバー制度への対応（総務部総務課）

マイナンバー制度^{*}における個人番号利用事務対象となる円滑化、確実化を実現するため、平成 27 年 10 月からの個人番号の付番・通知、平成 28 年 1 月からの個人番号カードの発行・利用開始に向け、特定個人情報保護評価の実施、及び個人情報保護制度の見直しを進めてきました。

また、市の広報紙やホームページ、コミュニティ FM 等の広報番組で、制度の概要や特定個人情報の取り扱い等について広報を行いました。

マイナンバーを取り扱う個人番号利用事務を扱うシステムにおいては、宜野湾市、名護市と連携し、クラウドコンピューティング^{*}によるシステムの共同利用環境整備を令和 2 年に実施し、運用管理負担の軽減と業務継続性の向上を実現しました。

第4章 本計画の基本方針
1. デジタル化の基本方針

近年、情報通信技術の発展に伴い、情報が果たす役割や価値は飛躍的に高まっております。また、高機能化する情報通信機器を活用したライフスタイルは著しく変革しており、少子高齢化やグローバル化に対応するサービスコンテンツも拡充の一途をたどっております。

さらにコロナ禍や災害発生等の不測の事態に備えて、迅速かつ確実に業務を遂行する環境が求められております。

本市では、新庁舎での業務実施に向けて、これまでデジタル化に必要なインフラ整備を重点的に進めてきたところですが、その目的が達成されつつある現在、今後のPDCAサイクルを回すため、新庁舎で整備されたICT環境を本格的に活用する段階に来ております。

国が進めるDX推進計画における重点事項に基づき、総合計画との整合性を図るため、本計画において、市民生活に関する情報や各地域の持つ情報と連携し、行政のデジタル化をさらに進めることにより市民サービスの向上を図ります。デジタル化による効率的・効果的な行政運営により地域全体としての高度情報都市（スマートシティ）の構築を目指します。

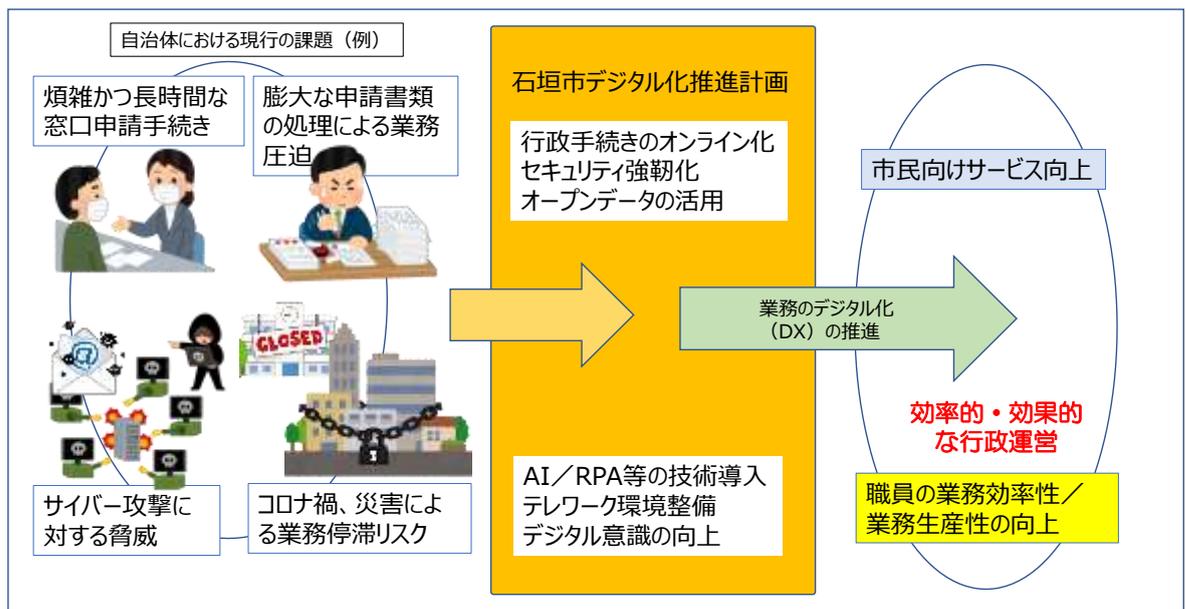


図5 デジタル化の基本方針（イメージ）

2. 本計画にあたっての視点

本計画においては、国の法令、指針を踏まえ、下記「5つの取組目標」

- ① 情報提供の充実と行政手続きの利便性の向上
- ② 地域情報化を支えるデジタル基盤の整備
- ③ ICT を活用した安全安心な生活環境の実現
- ④ ICT を活用した地域社会の活性化の促進
- ⑤ ICT を活用した魅力ある教育・生涯学習の推進

を実現するため、以下「5つの視点」に基づく計画を推進します。

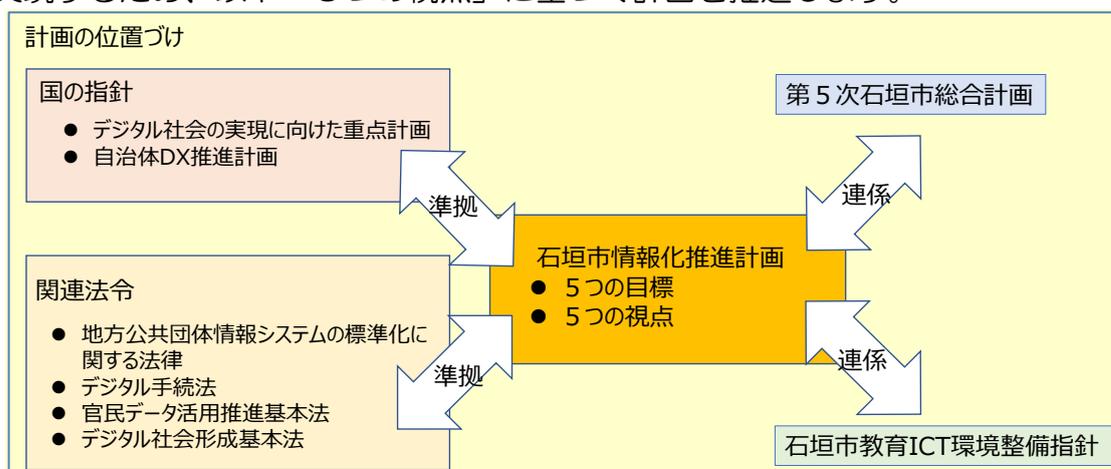


図6 計画の位置付け

5つの視点

(1) 利用者本位のデジタル化

デジタル化の推進にあたり、利用する市民、企業及び職員が恩恵を享受できるよう考慮します。利用者にとって使いやすく、満足できるサービスを目的とした、利用しやすいICTの活用を推進します。

(2) 行政と地域の総合的なデジタル化

市民サービスの向上と市民との情報共有の視点において、行政機関と地域のデジタル化された環境と連携することにより、それぞれの情報資産を活用した相乗効果と新しいサービスの創出を推進します。

(3) 変化する制度に対応したデジタル化

近年は、情報技術の急激な発展により、制度設計や投資が陳腐化するスピードが早くなっております。デジタル化の速度に合わせた国や県の制度改正に対応するため、事務事業の全般的な見直しも含め、業務の最適化を推進します。

(4) 費用対効果を重視したデジタル化

デジタル化の推進にあたっては、常に費用対効果を念頭において、ベンダーロックインが生じることがないように、事業の耐用年数を見越した調達方式、及び制度設計を推進します。

(5) システムの安全性、冗長性※を重視したデジタル化

各システムの構築に当たっては、昨今深刻化しているサイバー攻撃に対処するためセキュリティに十分配慮したデジタル化を推進します。また、災害に強いシステム構築を図るため、BCP（業務継続計画）の策定も含めたデジタル化を図ります。

特に、マイナンバーを利用する業務において、情報の保護を強化し、取扱いに関して「石垣市個人情報保護条例」を遵守し、「石垣市情報セキュリティポリシー」を改訂し、強化します。

第5章 施策の体系と取組

1. 市民満足度向上のための取組

情報化による社会生活の発展に向け、行政のデジタル化を促進するためには、行政の事務事業の効率化により、市民へのサービス提供の質を向上することが重要です。このため、市民や地域が求める行政ニーズを的確に把握する必要があります。

本市は、インターネット等の活用による情報公開・提供にとどまらず、全国各地の自治体において実績のある最新の取組等を積極的に取り入れ、市民と行政の相互のコミュニケーションの深化を図ります。

以下、本計画における主要な取組を示します。

(1) 情報提供手段の充実

本市Webサイト、SNS等を活用し、市民生活に密着した情報提供環境をさらに充実させ高度かつ満足できるサービスの実現を目指します。市民サービスの更なる向上に向け、市政関連情報のさらなる電子化を推進し、市の保有する情報のオープンデータ化、ビッグデータの活用について検討し、取組を進めます。

(2) 行政手続きのデジタル化の促進

マイナンバー制度の施行に伴い、市民のさらなる利便性向上のため、住民票等の各種証明書申請、市税や公共料金の支払いにおけるコンビニエンスストアでの公的料金支払い（公金収納）サービスの拡充による税の納付や料金の支払い方法の多様化を図りました。

コンビニエンスストアでの証明書発行には個人番号カード（マイナンバーカード）が必要となりますが、市役所での各種手続きにもマイナンバーカードを利用することでより、効率的かつ短時間で業務処理が可能となりました。

本市ではマイナンバー利用促進のため、マイナポータルを活用し、スマートフォンやパソコンで子育てや介護関連の各種申請が可能となるサービス（ぴったりサービス）を提供します。今後も各種申請等手続きにおける利便性をより高めるため、より有用なオンライン行政サービスの検討を実施します。

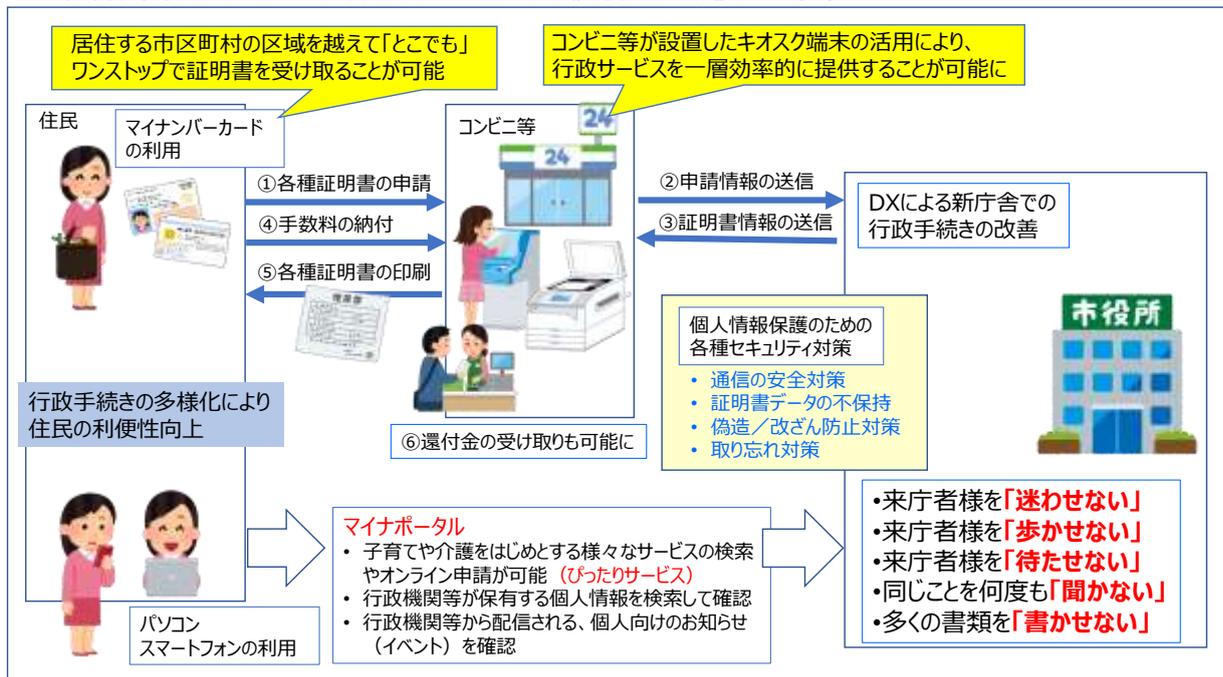


図7 行政手続きのデジタル化イメージ

(3) 窓口サービスの充実

新庁舎では、来庁者様の利便性に配慮して、「迷わせない」「待たせない」環境整備を実現します。

例えば、複数の課にわたる各種手続きを1ヶ所の窓口で行うことのできる、申請窓口のワンストップ化のさらなる拡充を検討し、庁内及び庁外施設等でのサービス提供を可能とするための、各種システム導入に向けた検討をおこないます。

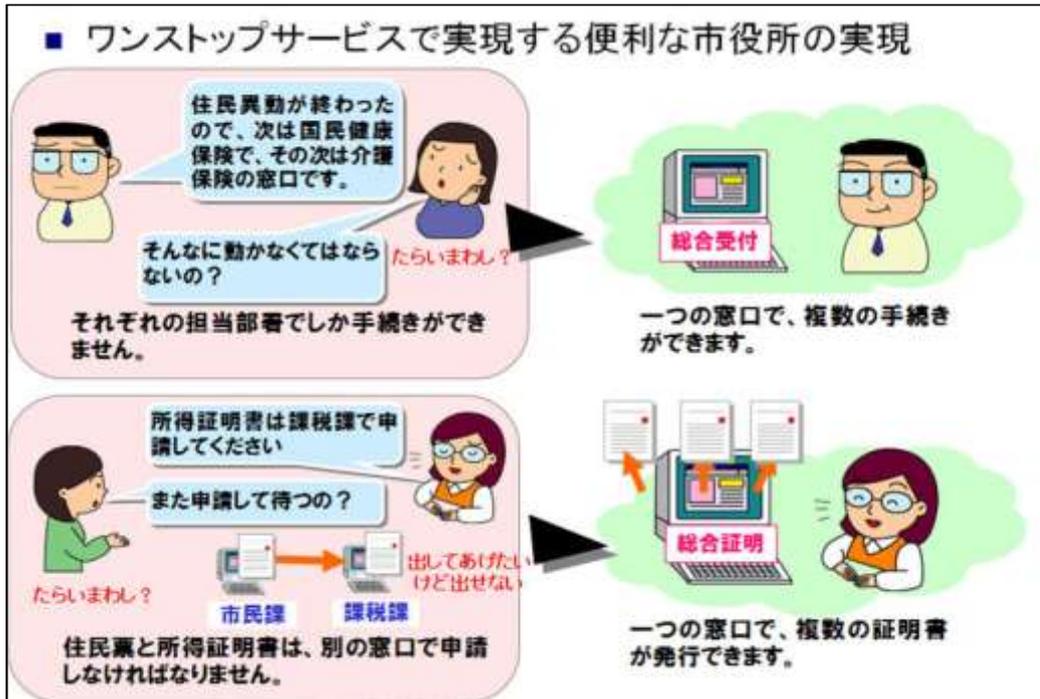


図8：ワンストップサービスのイメージ

(4) 総合行政情報通信ネットワークの拡充

行政情報や防災情報等、市民生活にとって有益な情報をリアルタイムで、多くの市民に対して提供できるよう、総合行政情報通信ネットワークの拡充に合わせさらなる利活用を検討します。

以前より災害発生前後の情報提供環境として整備された、石垣市一斉メール配信サービスを拡充し、災害以外にも緊急情報速報メールにおける提供情報の内容の充実度を高め、情報の速報（リアルタイム）性を向上させます。

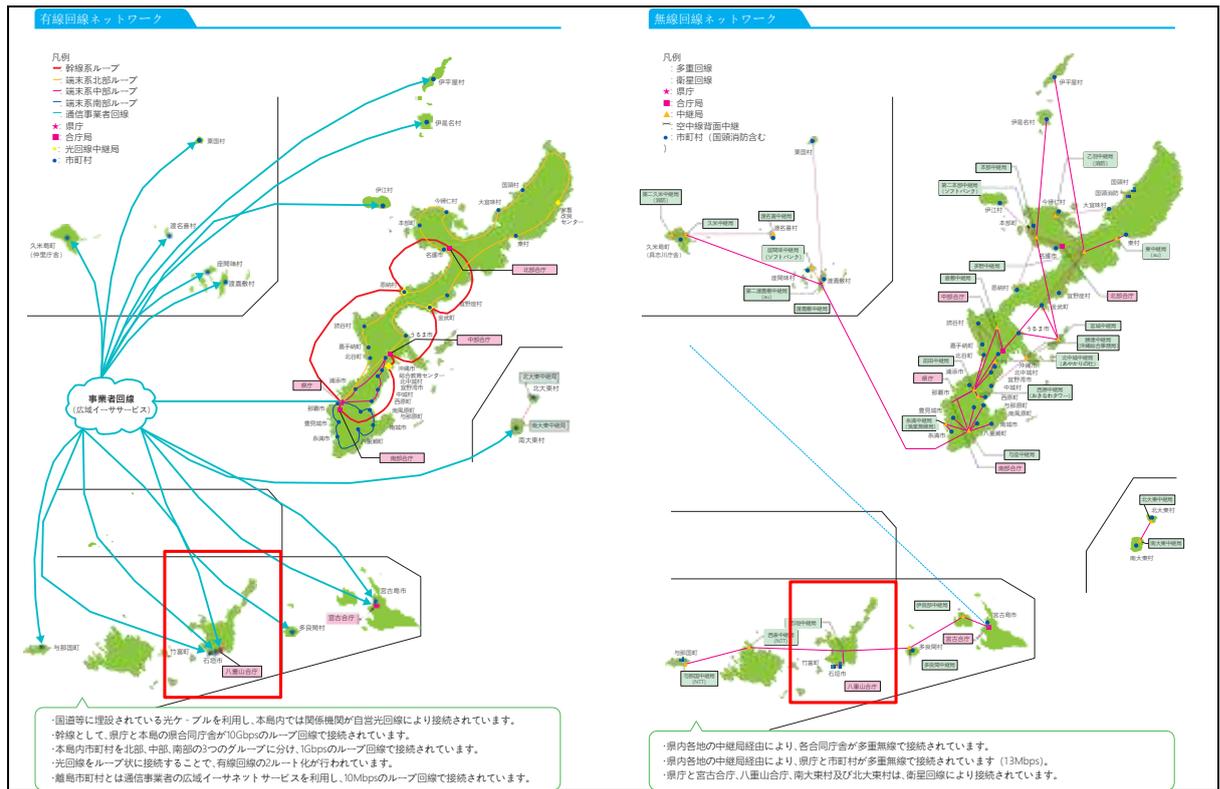


図9：沖縄総合行政情報通信ネットワーク

2. 行政事務の効率化、最適化への取組（自治体DXの推進）

本市では、これまで様々なシステムを導入し、ペーパーレス化及びコスト縮減化を目指してきましたが、単に業務プロセスを電子化するだけでは十分ではありませんでした。

このことから、システムの整備から活用へと視点を移し、現在の事務処理全般について見直しと改善を行う必要があります。そのため、職員の意識改革を念頭に、市民の視点に立った行政事務の効率化に努めるとともに、国・県の行政制度の改正との整合性を図りながら、行政サービスの質の向上を目指します。

また、今後国が示す新しい施策や制度に柔軟に対応できる各種機能改善をはかります。サイバー攻撃等をはじめとして情報漏洩リスクに対応するためのセキュリティ対策も講じたうえで、簡素で効率的な行政運営の実現を図ります。

以下、本計画における主要な取組を示します。

（１）基幹系システム*の安定運用及び次期標準化基盤への移行

現行の住民情報の取り扱いを主体とした基幹系システム*について、セキュリティ対策をさらに強化したうえで、安定運用を図ります。

併せて、現在国が進めている、自治体システムの標準化対応に向け、行政事務の見直しを推進します。災害時でも対応可能な基盤として、次期基幹系システムのガバメントクラウド*への移行を踏まえた、BCP（業務継続計画）の策定や不正な操作を防止するための職員用端末の利用の適正化を図ります。

（２）マイナンバーを活用した業務環境拡大への対応

市民サービスの向上と行政事務の効率化に努めるとともに、制度について市民への周知を図り、窓口等をはじめとした市民サービスの更なる向上に向けた検討を行います。

現在の窓口での煩雑な業務の効率化、迅速化を実現するためにはマイナンバーの活用が不可欠ですが、マイナンバーカードの普及促進のため、ワンストップサービスにおける住民の負担軽減、戸籍・住民情報等のコンビニ交付サービスやマイナポータル等の活用を主体に新しい市民サービスの展開を検討します。

（３）情報システムのクラウド化*の推進

新庁舎での業務開始に向けて、旧庁舎で運用してきた基幹系システム*や内部情報系システムの一部を庁外の環境に移転（クラウド化*）し、運用管理業務のアウトソーシング*化を進めてまいりましたが、少ないスタッフによる効率的な運用を図るために、現在も庁内に残るシステムについても更改を機にクラウド化*を進めます。

(4) セキュリティの強靱化

市民の個人情報を保護し、情報漏えいを防止するため、職員が扱う個人情報を含むすべての情報システムを事故や不正なアクセスから保護する環境を構築します。住民の機微情報の漏えいを防ぐため、各システムのセキュリティ強靱性のさらなる向上をめざし、日々刻々と変化するサイバー攻撃に迅速に対処します。

事故や障害等が発生しても迅速に復旧できるよう、国の指針を踏まえ、リスクアセスメントを通じたネットワーク、端末環境のセキュリティの強化、業務継続性の確保のための環境整備について検討します。

(5) 職員の働き方改革とデジタル活用意識の向上

デジタル化の効果を最大限に活用するため、これまでの働き方にとらわれない業務の見直しを通じ、スマートな働き方を実現するための環境整備について検討します。デジタル化の意義や必要性への理解を通じて、職員の業務改革（BPR[※]）に対する意識向上を図ります。

職員の業務環境にAIやRPAなど先進技術を活用し、単純作業を自動化・省力化し、より専門性を発揮する分野に注力することができる手段の導入、災害発生等の非常時においても、テレワークを活用して必要な業務ができるよう、自宅でも職場と同じように業務遂行が可能なテレワーク環境の導入について検討します。

3. 教育分野のICT化への取組

「GIGAスクール構想」における教育は「令和の日本型教育」と呼ばれ、昭和から続く現在の日本の教育は大きな転換期を迎えています。

高齢化社会と少子化により一人当たりの生産力の向上がこれからの社会に求められ、インターネット、AIやロボットが急激に進化したことにより2030年には65%の学生が今存在していない産業に就職するといわれています。

「情報活用能力」は新学習指導要領において「言語能力」、「問題発見・解決能力」と並ぶ学習基盤となる資質・能力として位置付け各教科で横断的に育成すべき能力として示されています。

GIGAスクール構想による「1人1台端末」「高速大容量ネットワーク」は子どもに必須の「文房具」となり、ICT機器を活用した幅広い知識と柔軟な思考力に基づく「創造する力」の育成はこれからの社会を「生きる力」となります。

子どもの「生きる力」を育むため、本計画における主要な取組を次のとおり示します。

(1) 教育ICT基盤の整備

これからの教育においてICT環境基盤は「必須のデジタルインフラ」となります。

1 Gbpsの帯域保証型インターネットや「Wi-Fi6」対応のネットワーク環境整備など子どもの豊かな学びを支援するため、これまでの校内ネットワークを刷新し、安定したインターネット環境の構築に取り組ました。また稼働率向上にむけて仮想ネットワークインフラを活用し、災害に強いネットワーク環境構築に取り組ました。

(2) 主体的、対話的な学びの支援のためのICT環境

これまでの教育は算数、社会、理科など縦割りの学びでした。そのため、受動的な学びになり、勉強に意義を見出せず自発的な学びが困難な状態でした。

これからの教育は教科の枠を超えたSTEAM教育*を推進し、子どもの興味・関心の高い疑問、社会問題に対し解決の過程の中で知識技能の取得、探求の発見など子どもの主体的な学びを支援します。

更に、子どもたちの自律した学びを支援するためAI型学習教材ソフトの導入などを検討し、台風や感染症拡大時など非常時にも学びを継続できる充実した教育環境を構築します。

(3) 協働的学びの支援のためのICT環境

これまでの教育は一斉一律学習を基本とし、個々の児童生徒への興味関心に応えるには時間が限られ、多種多様な考え方に触れる機会を満足に用意することが困難でした。

これからはデジタル教材を活用し、学習課題に応じた協働学習により多様な考え方、価値観を知り、認め合うことの大切さを学ぶ教育を実施します。

(4) 教職員の働き方改革に向けたICT環境

令和2年度はMicrosoft365を全教職員に配布、校務支援システムを導入し、令和3年度には勤怠管理システムの導入を行い、校務の情報化の支援を実施しました。令和4年度は児童生徒の成績処理など統合型校務支援システムの導入を検

話し、更なる教職員の働き方見直しを図り、子どもと教職員が向き合うことができる環境充実に取組めます。

更に、現在の教育ICT環境を十二分に活用できるように学校ICT支援員をこれからも継続配置し、教職員研修会など実施、教職員に対するITリテラシー向上に向けた取組をこれからも行います。

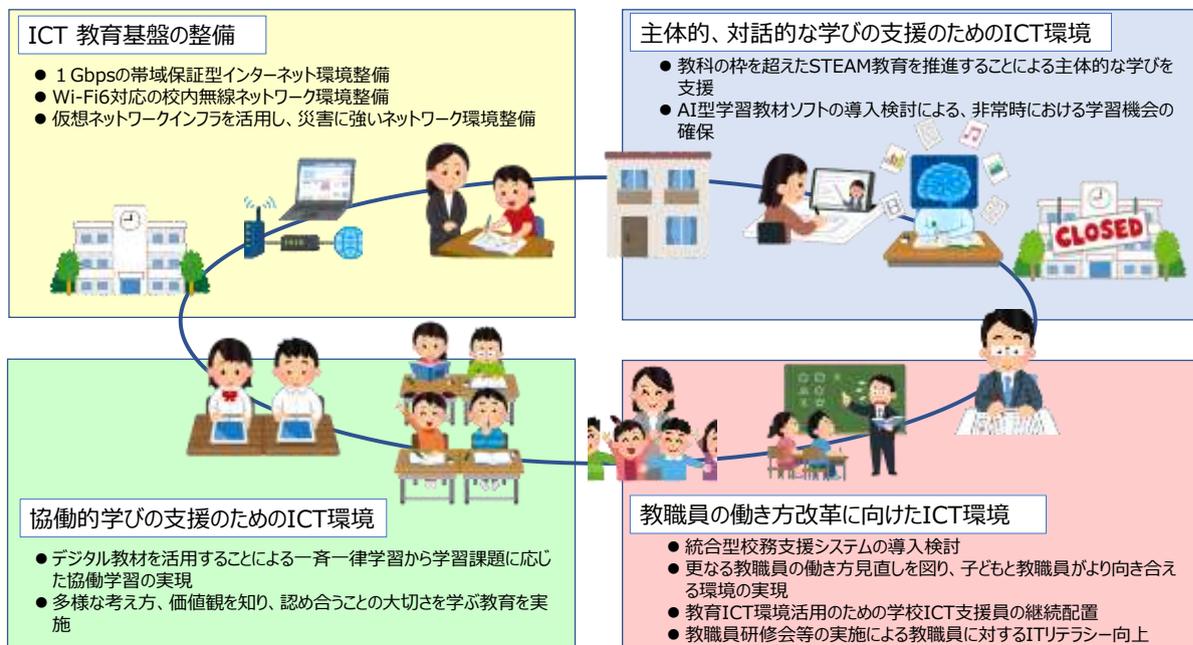


図10 教育分野のICT化イメージ

4. 地域コミュニティとの協働による地域課題解決への取組

民間サービスを含む様々な社会生活に必要とされるサービスは、スマートフォン等のデジタル環境の利用を前提に展開されていくことが見込まれます。

デジタル化により時間や場所を選ばずにサービスを楽しむ反面、デジタル化の流れについていくことが難しい立場の人であってもデジタル化の恩恵を享受できるための方策が不可欠です。

多様化・複雑化する地域の課題を解決するために、行政単独の人員や財源での取組だけで対応するのは限界があります。

市民やNPO等の非営利活動団体、大学・研究機関、企業そして国・県といった各主体と連携・協働して、デジタル化の恩恵が受けられるようなまちづくりを進めることが今後は重要な要素になります。

地域の安全性を確保し、地域活性化を進めるため、今後本計画における施策の実現において、民学産公の協働を強化して実施していきます。

以下、本計画における主要な取組を示します。

(1) オープンデータ/ビッグデータの活用

地方自治体が持つ幅広い分野の情報を機械可読性に配慮した形式で提供し、民間での活用を促進することを目的とするオープンデータの活用が期待されています。

地方自治体の持つ大量のデータ（ビッグデータ）を的確に統計処理することで、地域課題の発見とその対策を政策化することが可能となります。

このような取組は、市民に対しても現状の課題をわかりやすく示し、問題認識を共有することができるため、市民参加における新たな手法のひとつとなる可能性があることから、大学・研究機関や民間団体においても検討が進められています。

民間のオープンデータへの取組を促進させ、地域における新ビジネス・新サービスの創出を支援し、地域活性化を図るための環境整備を行い、民間との協働を一層進めます。

国や他の市町村の動向を踏まえつつ、市民の視点でサービスのあり方や最適なコスト負担のあり方を見出すために、ビッグデータ、オープンデータに関わるそれぞれの主体がそれぞれの役割に基づき連携しながら、地域課題の解決に役立ちます。

本市は国の動向や他の地域での活用事例を踏まえ、所有する各種情報のオープンデータへの利活用を含め、地域社会の持続可能な発展に資するための情報提供のあり方について引き続き検討します。

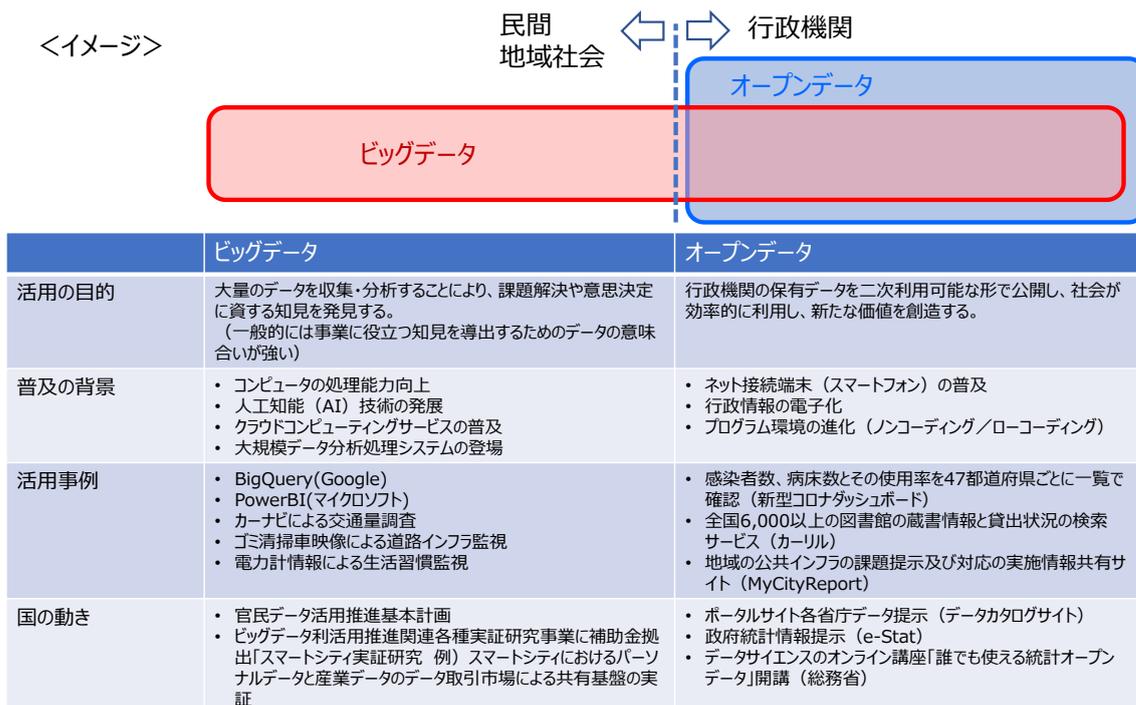


図11 ビッグデータとオープンデータの関係

(2) 市民のデジタルリテラシー向上のための支援

誰でもデジタルの利便性を享受できるよう、求めに応じて、企業やNPO等の民間組織と連携し、市民向けのスマートフォン講座等を充実させるための環境整備を検討します。

また、行政手続き等において、スマートフォンやパソコンを持っていない人でも、オンライン申請等が行えるよう、窓口へのタブレット端末等の配備を検討します。

5. 計画の推進体制の整備

本計画を効率的に遂行するため、分野横断的な検討が必要となるケース等においては、必要に応じて、組織横断的な検討部会においてデジタル化に関する施策の基本的な方針及び重要施策を検討するとともに、部局間相互の総合調整を行います。

各事業におけるデジタル化に関する施策の調査・研究及び実証実験並びに普及・啓発等の活動を行い、民間企業やNPO、研究機関と連携した、様々な施策の効果検証 (PoC*) の実施等も主導します。

さらに、副市長を最高情報責任者* (CIO) とし、必要に応じて専門的な知見を持つ外部人材をCDO*、CIO補佐官当等として庁内に任用する可能性も含めて、施策実現のためのサポート体制の充実を図ります。

参考：用語集

あ行	アウトソーシング	企業や地方公共団体が業務の一部を別の企業や機関などに委託すること。外注、外製、外部委託、業務委託、社外調達などもほぼ同義語。
	インターネットトラフィック	インターネットを流れるデータなどの通信量、インターネットに接続されている拠点からインターネットに接続される回線の性能を上回るデータ容量の通信が流れると快適に利用できない弊害が生じる。
	オープンデータ	政府や地方公共団体が、地域課題解決や地域活性化等の目的で民間が積極的に利用できる形式で、統計・行政などのデータを公開すること。
か行	基幹系システム	行政事務をおこなう上で必要となる情報システムのうち、住民基本台帳、税、国民健康保険など地方公共団体として主に自治事務、法定受託事務を行うための情報システムの総称。
	クラウドコンピューティング（クラウド化・クラウドサービス）	情報システムで取り扱うデータやアプリケーション等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド（雲））にあり、自庁で専用のコンピュータを持つことなく、「どこからでも、必要なときに、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワーク・システムの利用形態。または、上記システムを提供する環境。 具体的には、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を 役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。 政府の立場では、地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組を積極的に進めており、複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図ることを推奨している。
	公衆無線 LAN（Wi-Fi）	店舗や公共の空間などで提供される、無線通信を利用したインターネット接続サービス
さ行	最高情報責任者（CIO）	Chief Information Officerの略。情報システムやIT投資の計画策定などに責任と権限を持つ役職
	サイバー攻撃	重要な機密情報等を盗み出すため、高度情報通信ネットワークを利用しやコンピュータ又は電磁的記録媒体を対象に特殊な情報技術を用いた犯罪行為。
	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	基礎年金番号、健康保険被保険者番号、住民票コード、納税者番号など、社会保障及び税の分野における個人の情報を同一人の情報に紐付けることを目的とした制度のこと。本制度下で国民に付与される番号を「個人番号」と呼ぶ。
	住民情報系システム	基幹系業務システムと同義。本市における基幹系業務システムの呼称。
	冗長性	必要最低限のものに加えて、さらに余分や重複がある状態のこと。例として、情報システムではサーバの二重化やディスク（記憶装置）の二重化などが挙げられる。
	情報資産	サーバ機器やネットワーク機器、OS や業務アプリケーションのソフトウェア、住民情報、財務情報のデータなど、システムを構成する要素のこと。

さ行	情報セキュリティ	<p>情報システムを取り巻くさまざまな脅威から、情報資産を保護するため、必要な対策を取ること。</p> <p>具体的には、下記の状況を維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な権利を持った人だけが使用できる状態にしておくこと（機密性の維持） ・ 正当な権利を持たない人により変更されていないことを確実にしておくこと（完全性の確保） ・ 必要なときに使用できること（可用性）
	情報モラル教育	<p>学習指導要領で示された「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を各教科の指導の中で身につけさせること。</p>
	情報リテラシー	<p>情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。</p>
	スマートデバイス	<p>単なる計算処理だけではなく、様々な用途に使用できる情報処理端末（デバイス）のこと。スマートフォンやタブレット端末を総称する、呼び名として用いられている場合が多い。</p>
た行	デジタルデバイド	<p>インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる格差のこと、デジタル化が社会に拡大する一方、様々な事情で、情報機器を活用できず、デジタル化の流れに取り残されている情動的な弱者も生まれ、情報を適切に入手できる層と、入手できない層で生活面で格差が生じるなど、社会問題となっている。</p>
な行	内部情報系システム	<p>財務会計、人事給与、文書管理など、市役所内部の事務処理を電算化・システム化することにより、事務の効率化・高度化に寄与するもの。</p>
は行	ビッグデータ	<p>ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑なデータ集合の集積物。大規模データ集合の性質や傾向をつかむことで、ビジネスの傾向の発見、道路交通状況判断等との相関の発見が可能になるとされている。また各データを連携させることでさらなる付加価値の創出も期待される。</p> <p>自治体によっては、後発医薬品使用促進のためビッグデータ解析を用いて、国民健康保険料の削減に貢献している。</p>
	ブロードバンド	<p>光ファイバー回線（FTTH）等を用いて大容量のデータ伝送を可能とするネットワークのこと。</p>
	ベース・レジストリ	<p>公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ。正確性や最新性が確保された社会の基本となるデータベース。日本では台帳等が相当する場合が多い。全ての社会活動の土台であり、デジタル社会における必須の環境。</p>

ま行	マイナンバー制度	→社会保障・税番号制度参照のこと
	マルウェア	malicious（マリシャス：悪意のある）にsoftware（ソフトウェア）の2つの単語が組み合わさった造語。コンピューターウイルス）等パソコンやスマートフォンのデバイスに不利益をもたらす悪意のあるプログラムやソフトウェアを総称して呼ばれる。マルウェアに感染すると、 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を抜き取られたり、情報が流出したりする ・デバイスに保存されているファイルが改ざんされる ・デバイスを勝手にロックされて持ち主でも操作ができなくなる ・デバイスを乗っ取られ、サイバー攻撃の「踏み台」として使われる等の被害が発生する。
	メタバース	オンライン上に構築された3D（三次元立体画面）の仮想空間、あるいはそのサービスのことで、例えば、現実世界を忠実に模した仮想空間の中に没入して、場所や時間といった制約にしばられることなく第三者と交流したり、共同作業を行ったりすることが可能な、新たなコミュニケーションフィールドとして、現在注目を集めている。
ら行	ランサムウェア	コンピュータウイルスの一種。感染したPCをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にしたのち、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。身代金要求型不正プログラムとも呼ばれる。
	ローカル5G	通信事業者ではない企業・自治体等が、地域のニーズに応じて一部のエリアまたは建物・敷地内に専用の5G通信システムを構築して自営利用できる通信システム。
A-Z	AI（人工知能）	AIとは「Artificial Intelligence」の略で、一般的には、「人間の知能をコンピューターを用いて人工的に再現したもの」。
	BCP	Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。地震や台風による自然災害や疫病の流行（パンデミック）、不慮の事故及び、テロ等の犯罪被社会的混乱等により、通常の業務遂行が困難になる事態が発生した際、業務継続を確保し、速やかに通常業務に復旧させるため策定される一連の計画。
	BPR	Business Process Re-engineeringの略。目標を達成し、目的を遂行するため、組織構造、業務の手順や仕組みを再構築すること。
	CDO	「Chief Digital Officer」の略で、「最高デジタル責任者」のこと。
	DX	Digital Transformationの略。自治体においては、組織が環境の激しい変化に対応し、ICTによるデータとデジタル技術を活用して、地域や住民のニーズを基に、業務やサービスを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、庁内文化・風土を変革し、「誰一人取り残さない」持続可能性のある地域社会の実現のため、新たな価値を提供すること。

ICT		<p>情報（Information）や通信（communication）に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT（Information technology：情報技術）の方が普及しているが、国際的には ICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。</p>
IoT		<p>コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。最近のスマートフォンにも上記機能が搭載されている機種が多い</p>
PoC		<p>Proof of Concept「概念実証」という意味。新しい概念・理論・アイデアを実際の導入や、開発を実施する前に、実現可能性や効果を検証する行為。検証結果から「目的とする効果が得られるか」「ビジネスとして成立するか」などの評価を行い、同時に改善点や問題点を洗い出す行為。</p>
RPA		<p>Robotic Process Automationの略、概して人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替することで、省力化と業務効率を向上させる取組。</p> <p>例えば、職員がパソコン上で日常的に行っている作業を、人間が実行するのと同じかたちで自動化でき、業務の迅速性と正確性を実現する。</p>
SNS (ソーシャルメディア)		<p>ソーシャルネットワーキングサービス（SNS：Social Networking Service）の略。</p> <p>スマートデバイス等を用いて、インターネット上の交流（コミュニケーション）を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。</p> <p>Twitter、Facebook、LINE 等が代表的なソーシャルメディアとして老若男女問わず広く社会に普及している。</p>
STEAM教育		<p>「科学（Science）」 「技術（Technology）」 「工学（Engineering）」 「芸術・教養（Art）」 「数学（Mathematics）」の5つの頭文字からつくられた造語。文理の枠を超えて各教科での学習を実社会での学習に生かす能力の育成を狙いとする。</p>